

石綿則が改正されています！



解体・改修工
事を行う建設
業の皆様へ！

- ◆ 令和2年10月から石綿障害予防規則(石綿則)が段階的に改正されており、石綿対策が強化されています。
- ◆ 解体工事・改修工事等の前にはこのチェックリストを用いて、ルールを再確認しましょう！

どこが大きく変わったの？

ポイント1 事前調査

- ◆ 事前調査の方法を明確化しました。(2から4ページ参照)
(設計図書等の書面確認および目視による確認の必須化)
- ◆ 事前(分析)調査結果について、所定の項目を記録して3年間保存するとともに作業現場にも調査結果(写し)を備え付けておくことが義務化されました。(5ページ👉チェック3参照)
- ◆ 事前調査の報告が義務となりました。
- ◆ 事前調査を行う者は資格(建築物石綿含有建材調査者等)が必要になります。

ポイント2 計画届提出範囲 の拡大

- ◆ 以前までは、レベル2の石綿建材の石綿取扱等作業については、作業届対象作業でしたが、今回の改正により、建設工事計画届の対象になりました。(5ページ・👉チェック2参照)

ポイント3 負圧隔離を要する 作業に係る措置の 拡大

- ・以下のとおり隔離、漏洩防止措置が強化されています。
- ◆ 隔離解除前の除去完了確認
- ◆ 集じん、排気装置の設置場所等変更時の点検
- ◆ 作業中断時の負圧点検の義務化

ポイント4 隔離(負圧不要)を 要する作業に係る 措置の新設

- ◆ ケイ酸カルシウム板1種を切断等する場合の隔離(負圧は不要)措置が義務化されました。(6ページ③-1参照)
- ◆ 仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の隔離(負圧は不要)措置が義務化されました。(6ページ③-2参照)

ポイント5 記録関係

- ◆ 労働者の作業の記録項目の追加(事前調査結果の概要及び作業状況等の記録の概要を追加)(6ページ①参照)
- ◆ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化(3年保存)(6ページ①参照)

具体的に何をすればよいのか次のページからチェックしていきましょう！



次項へ！

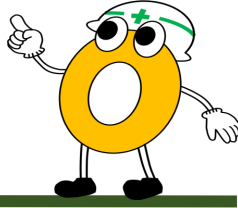
改正について詳細
はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/000912792.pdf>

厚生労働省
山形労働局

I. 建築物の解体又は改修工事 開始前にすべきこと



チェック 1

□ 事前調査 (記録の保存も必要！ 事前調査には資格が必要)

原則

建築物の解体または改修工事前には目視と設計図書(建築物の図面および仕様書等)等の書面での事前調査が**必要(※)**

次ページに記載されている調査方法を確認の上調査する(次ページポイント①へ)

※以下の場合は目視と設計図書での事前調査を行わず(次ページに記載の調査方法を行わず)それぞれの方法で行うことも可能です

詳細はこちら




🔍 石綿障害予防規則の解説

例外(事前調査の対象外)

- ・ 除去を行う材が木材やガラス等で石綿が含有されていないことが明らかであり、当該材料の除去を行う場合に周囲の材料を破損させるとおそれがない作業。
- ・ 釘を打って固定する、ささっている釘をぬく等材料に石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる作業

(ただし、電動工具を用いて壁面等に穴をあける作業は除く)

- ・ 既存の塗装の上に新たな塗装を塗る作業等、現存する石綿の除去を行わない作業。
- ・ その他、他の法令で定められている事項

(詳細については左の  を携帯電話等で読み取り(または「石綿障害予防規則の解説」と検索を行い)2～3ページに記載されている第3条の解説をご参照ください。)

事前調査の対象とならない作業(解体等の作業に該当しない)であるため、事前調査の**必要はない**
そのため、**事前調査の報告も必要なし。**

- 既に目視と設計図書等(令和3年4月1日以降に規定された事前調査の方法)で事前調査が行われている場合はこの調査記録を確認する方法
 - 解体する建築物の着工日が平成18年9月1日(石綿の使用等が禁止された日)以降である場合(設計図書等で確認することが必要)…等
- (その他の調査方法は🔍「石綿障害予防規則の解説」4～5ページ第3条3項を確認してください)

ポイント① 事前調査時の調査方法 (石綿含有の有無を調べる方法)

● 建築物等の解体等に係る
石綿ばく露および石綿飛散
漏えい防止対策マニュアル

目視と設計図書(建築物の図面および仕様書等)等の書面での
事前調査の進め方は以下のとおりです。

(建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル付録I「事前調査の方法」1-1以下参考)



STEP 1 書面調査

設計図書等の文書を確認する(設計図・改修図・工事記録等)
調査対象材料に直接印字されている製品番号を確認する。
(文書には施工記録、維持保全記録、発注者から提供された
資料も含まれる)

図面から建物概要、使用材、施工部位、石綿含有建材と疑
わしい部材をリストアップする

(例外)文書が存在しないときはこの限りでない。

発注者から
は…?

発注者からは設計図等入手することや、発注者から竣
工・改修履歴、利用用途・状況、調査上の留意点等聞き取
り、情報入手し、図面等書面と照合する。

STEP 2

STEP 1で得られた情報をもとに、石綿建
材データベースやメーカーホームページ
等で石綿含有建材かどうか照合する。



● 石綿建材データベース

STEP 3 現地調査

現地で部材の製品情報などを目視で確認する。
(実際に調査対象の材料が文書のとおりであるか
を確認する)

(例外)建材が見えない場合等は目視により確認することが可能となっ
たときに改めて事前調査を行う。

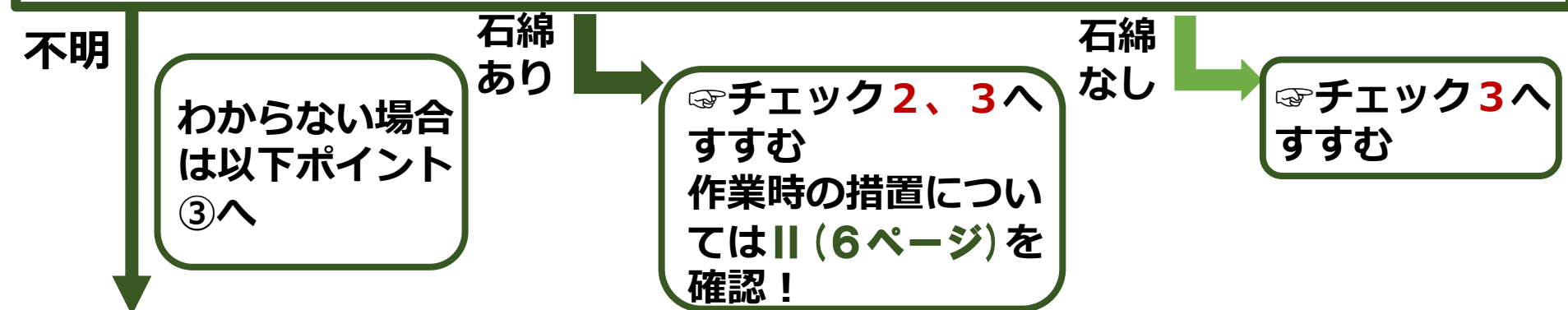
ポイント② 調査の結果、石綿が含有されていないと判断する方法は…？

(1) 調査対象材料について、製品を特定し、その製品メーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報と照合する。

または

(2) 調査対象材料について製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する。

(ただし、材料の製造当時は石綿が含有されていないと判断されても現行法令上適用対象となることもあるので注意する。)



ポイント③ 事前調査をしても石綿含有の有無がわからない場合は…？

STEP 4 分析調査

分析調査を実施し、石綿の有無を調査する。

ただし、**石綿有り**とみなして、労働安全衛生法に規定する措置やこれに基づく命令に規定する措置を行う場合は、分析調査の必要はない。

(ただし、みなしの場合には必要となる措置のうち最も厳しい措置を行う必要がある。)

分析調査実施

分析調査の結果、

●石綿なしなら

➡ チェック3へ

●石綿**あり**なら

➡ チェック2、

➡ チェック3へ

みなし

➡ チェック2、

➡ チェック3へすすむ

作業時の措置についてはII(7、8ページ)を確認

👉 チェック2

☐ 労働基準監督署への事前の建設工事等計画届等の届出

事前調査の結果石綿含有または石綿含有とみなす場合

事前調査の結果石綿含有なし

レベル1・レベル2 建材

レベル1
吹付石綿
石綿含有吹付材等



レベル2
ケイカル板2種
耐火被覆材等



レベル3 建材のみ

(例)ケイカル板1種・スレート波板
石こうボード
押出成形セメント等



労働安全衛生法第88条に基づく建設工事計画届(計画届)が必要・👉チェック3で報告が必要となった場合は、下記石綿システム等を用いた事前調査報告も必要

計画届等は不要であるが👉**チェック3で報告が必要**となった場合は下記、石綿システム等を用いた**事前調査報告は必要**

👉 チェック3

☐ 事前調査結果の監督署への報告

建築物の解体工事

解体部分の床面積の合計が80㎡以上

報告必要

解体部分の床面積の合計が80㎡未満

報告不要

(ただし事前調査はチェック1で**例外**に当てはまらない限り必要)

建築物の改修工事

建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事、解体工事以外の工事(リフォーム等も含む)

請負金額が税込100万円以上

報告必要

請負金額が税込100万円未満

報告不要

(ただし事前調査は前頁👉チェック1で**例外**に当てはまらない限り必要)

報告は原則「**石綿事前調査結果報告システム**」で！自治体への報告(大気汚染防止法にかかる報告)も1回で行えて便利です。



🔍 石綿事前報告システム

Ⅲ. 石綿含有またはみなしの場合の措置 (石綿作業時に実施すべきこと)

① すべての石綿取扱作業に共通して必要なこと(レベル1、レベル2、レベル3)

・作業中

- 作業時に建材を湿潤な状態にすること
(建材の切断を行わない場合でも必要)
- 作業計画を定めて作業すること
- マスク、保護具の着用・使用

・記録関係

- 作業者ごとの記録の保存(40年間)
- 作業実施状況の写真等による記録(3年保存)

・表示関係

- 石綿事前調査結果の備え付け・掲示
- 関係者以外立入禁止・立入禁止の表示
- 石綿作業場であることの掲示
- 喫煙、飲食禁止、禁止の掲示
- 石綿の有害性及び使用すべき保護具等に係る掲示
- 作業主任者の選任・掲示

・健康保持関係

- 作業者に対する石綿健康診断の実施(6か月以内に1回)

・教育関係

- 石綿作業に従事する労働者への特別教育(法定科目)

・作業後

- 使用した器具や保護具の付着物の除去・作業場外への持出し禁止

② 石綿含有吹付材(レベル1)石綿含有保温材(レベル2)を除去する場合

①の措置に加えて

- 作業場所の隔離
- 隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認

建材のレベル等詳細について知りたい方はこちらの表(78ページ)をご参照ください!

●建築物等の解体等に係る石綿ばく露および石綿飛散漏えい防止対策マニュアル



③-1 ケイカル板1種(石綿含有成形品)を切断等の方法(切断・破碎・穿孔・研磨等)により除去する場合

③-2 仕上げ塗材の電動工具による除去

①の措置に加えて

- 作業場所の隔離(負圧隔離までは不要)

すべてにチェック
ついていますか?
詳細はこちらを確認!



●石綿障害予防規則に基づく解体・改修作業時のポイント



①補足事項

●作業計画に記載すべき事項(作業計画については労働者への周知が必要です)

- ◆ 石綿使用建築物等解体等作業の方法および手順
- ◆ 石綿等の粉じんの発散を防止し、または抑制する方法
- ◆ 石綿使用建築物等解体作業を行う労働者への石綿ばく露を防止する方法

●事前調査結果の掲示例

- ◆ 当該参考様式についてはホームページから閲覧できます



🔍 建築物等の解体等に係る石綿ばく露および石綿飛散漏えい防止対策マニュアル

120ページから122ページに記載例が掲載されています。

石綿含有成形板等の工事を行う場合の掲示例

監督署等に報告・届出を行っている旨

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		発注者または自主施工者	
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 ^{※1}		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第18条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。		〇〇〇〇開発(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
事業場の名称: 〇〇〇〇解体工事作業所		住所	
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	東京都〇〇区〇-〇	
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
調査方法の概要(調査箇所)		住所	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査		東京都〇〇区〇-〇	
【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		現場責任者氏名	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		連絡場所 TEL	
【石綿含有あり】		〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル		調査を行った者(分析等の実施者)	
1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル		氏名又は名称及び住所	
2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル		事前調査・試料採取を実施した者	
2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル		①一般建築物石綿含有建材調査者	
【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照		〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇	
1階 倉庫 吹付けロックウール ③		住所: 東京都〇〇区〇〇-〇〇	
1~3階 床: ビニル床シート⑤、壁: けい酸カルシウム板第1種④ 天井: 岩綿吸音板③ その他の建材④⑤		分析を実施した者	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		②〇〇環境分析センター	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去 ⑤ その他	氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇	
特定粉じんの排出又は発散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。	住所: 埼玉県〇〇市	
使用する資材及びその種類	石綿含有仕上塗材 (例)制塵剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	その他事項	
	- 湿潤用薬液: 〇〇〇〇	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す	
	- 養生シート(厚さ: 〇mm)	①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明	
備考: その他の条例等の届出年月日		⑤材料の製造年月日	
〇〇区建築物の解体工事等に関する要綱(令和〇〇年〇月〇日届出)			

調査箇所、石綿の有無

作業時の措置・使用資材

事前調査者・分析調査者の氏名等

●作業者ごとの作業記録に記載すべき事項

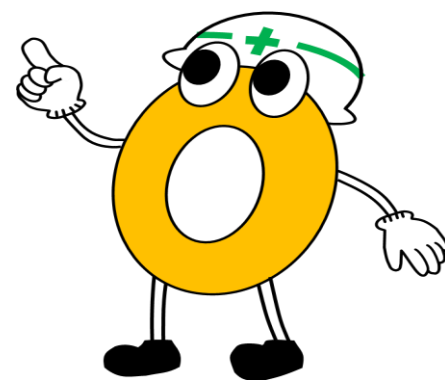
(作業に従事しないこととなった日から40年間保存)

- ①労働者氏名
- ②従事した作業の概要
- ③作業に従事した期間
- ④作業に係る事前調査(分析調査を行った場合は分析調査)の結果概要(事前調査の電子システムで報告が必要な内容と同様であるため、報告の写しを保存することでも可能です)
- ⑤作業の実施状況の記録の概要(写真をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況についての文章等による簡潔な記載による記録でも可能です)

山形労働局

【問い合わせ先】

山形労働基準監督署	☎023-608-5256
庄内労働基準監督署	☎0235-41-2674
米沢労働基準監督署	☎0238-23-7120
新庄労働基準監督署	☎0233-22-0227
村山労働基準監督署	☎0237-55-2815



(令和7年3月作成)

もっと知りたい方
はこちら！

🔍 石綿総合情報ポータルサイト



🔍 事前調査報告システムQ&A等



🔍 石綿障害予防規則の解説



※当リーフレットにおいてはあくまで基本的事項しか掲載されていないため、ご不明点がございましたら、労働局または各監督署あてお問合せください。